

○東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和5年12月20日

要綱第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この要綱において「宣誓」とは、2人が互いのパートナーであることを町長に対して宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方又は双方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする両者は、町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（別記第1号様式）に自ら記入し、町長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類（宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付しなければならない。

- (1) 宣誓しようとする両者の住民票の写し又は現住所を証する書類（町内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類）
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類

3 宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等についてあらかじめ町と調整するものとする。

4 宣誓をしようとする両者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下、他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 性別違和等で通称名の使用を希望する者は、町長が特に必要があると認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 町長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（別記第3号様式。以下「受領カード」という。）を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(子に関する記載)

第8条 宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書（別記第4号様式）に、宣誓者と当該子の関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の規定は、既に宣誓を行った者が新たに子の記載を希望する場合において準用する。

(受領証等の再交付)

第9条 受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受

領証等の再交付を希望するときは、第14条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記第5号様式）により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、町長は受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第10条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第6号様式）に受領証等を添付し、町長に届け出なければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の返還を要しないものとする。

- （1） パートナーシップが解消されたとき。
- （2） 宣誓者の一方が死亡したとき。
- （3） 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （4） 受領証等の返還を希望するとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

（宣誓の無効）

第11条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

- （1） 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。
- （2） 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- （3） 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

2 前項の規定により宣誓が無効となった者は、直ちに受領証等を町長に返還しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号を公表することができる。

（自治体間での相互利用）

第12条 受領証等の交付を受けた者が、町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（別記第7号様式）を提出したときは、当該自治体においても町が交付した受領証等を継続して使用することができる。

2 町と協定を締結している自治体から町へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限る。）を町において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条第1項各号

に該当した場合又は町と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第9条の規定を準用する。

(上川中部圏域での連携)

第13条 前条に掲げる事項のほか、様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号の提出については、上川中部圏域の1市8町(旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町)のうち、パートナーシップ宣誓制度に関する連携協定を締結しているいずれの自治体においてもできるものとする。

(宣誓書の保存)

第14条 町長は、宣誓書等について、第10条の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると町長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 町長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(周知啓発)

第16条 町長は、町民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月16日から施行する。



パートナーシップ宣誓書

東神楽町長 様

私たちは、東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

宣誓者

宣誓者

フリガナ
氏名
(自署)

フリガナ
氏名
(自署)

(生年月日 年 月 日)

(生年月日 年 月 日)

住所

住所

(代筆者)

(代筆者)

フリガナ
氏名

フリガナ
氏名

住所

住所

(裏面)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

私たちは、東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップの宣誓に当たり、以下の内容を確認した上で、宣誓します。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、受領証等を町に返還します。

氏 名 (自署)		氏 名 (自署)	
戸籍上の氏名 フリガナ (通称名使用の場合)		戸籍上の氏名 フリガナ (通称名使用の場合)	
電話番号		電話番号	

要綱	確認事項（確認欄に「 ☐ 」を付けてください）	確認欄
第2条第2項	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係であること。	☐
第3条第1号	宣誓日において、双方が成年に達していること。	☐
第3条第2号	① 双方が町内に住所を有している。	☐
	② 一方が町内に住所を有している。 (氏名：)	☐
	③ 町内への転入を予定している。 (氏名：) (転入予定日： 年 月 日)	☐
第3条第3号	双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	☐
第3条第4号	宣誓者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。	☐

※宣誓される方の本人確認書類を提示してください。

【添付書類確認欄】

- ☐ 現住所を確認する書類（☐住民票の写し ☐住民票記載事項証明書 ☐町内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類）
- ☐ 配偶者がいないことを証明する書類（☐戸籍全部（個人）事項証明等 ☐独身証明書）
- ☐ 通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用されていることが確認できる書類

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様	様
年 月 日生	年 月 日生

ここにお二人が、東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸をお祈りいたします。

東神楽町は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

今後とも、お二人が自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを期待いたします。

年 月 日



東神楽町長

別記第 3 号様式(第 7 条関係)
(表)



(裏)

パートナーシップ宣誓書受領カード
東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に
基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 _____ パートナー _____

年 月 日 第 号

子に関する届出書

年 月 日

（宛先）東神楽町長

東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、下記の者について、パートナーシップ宣誓書受領証等への記載を希望しますので、届出します。

宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子

フリガナ 氏 名			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
住 所			

※ 宣誓者との関係を確認できる書類（戸籍全部事項証明など）、年齢（生年月日）及び同居の事実が確認できる書類（住民票の写しなど）を添付してください。
※ 子に関する記載は、子が成年に達するまで有効とします。

宣誓者

上記の子の実親又は養親		左記の者のパートナー
フリガナ 氏 名		
戸籍上の氏名 （通称名の場合）		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

届出される方（宣誓者のいずれかに限る。）

氏 名	
住 所	
連絡先	

※ 届出される方の本人確認書類を提示してください。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

（宛先）東神楽町長

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けた
いので、東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、申請しま
す。

宣誓者

フリガナ 氏 名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

申請される方（宣誓者のいずれかに限る。）

氏 名	
住 所	
連絡先	
再交付申請の理由 (□に✓を付けてください。)	☐ 紛 失 ☐ 毀損・汚損 ☐ 改姓・改名 ☐ その他 ()
再交付を希望する書類 (□に✓を付けてください。)	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領カード

- ※ 申請される方の本人確認書類を提示してください。
- ※ 紛失以外の理由で再交付を申請する場合は、交付済みの受領証等を提出してください。
- ※ 改姓・改名、子の記載の削除など受領証等の記載事項に変更が生じる場合は、お二人分の受領証
等を提出してください。
- ※ 改姓・改名のため再交付を申請する場合は、その事実を確認することができる書類（戸籍全部〈個
人〉事項証明など）を添付してください。

東神楽町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等を締結している自治体から転
入し、転入元自治体の交付書類の返還及び東神楽町パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を希
望される方は、こちらと裏面にもご記入ください。

上記内容について本申請書の写し等を転入元の自治体へ提供することに同意します。

氏名 氏名

(裏面)

【確認事項】

要綱	確認事項（確認欄に「✓」を付けてください）	確認欄
第2条第2項	互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係であること。	☐
第3条第1号	宣誓日において、双方が成年に達していること。	☐
第3条第2号	① 双方が町内に住所を有している。	☐
	② 一方が町内に住所を有している。 (氏名：)	☐
	③ 町内への転入を予定している。 (氏名：) (転入予定日： 年 月 日)	☐
第3条第3号	双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	☐
第3条第4号	宣誓者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。	☐

別記第 6 号様式（第 1 0 条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

（宛先）東神楽町長

東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 1 0 条の規定により、受領証等を返還します。

宣誓者

フリガナ 氏 名 (届出者は自署)	☐ 届出者	☐ 届出者
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
宣 誓 日	年 月 日	
返還の理由 (□に✓を付けてください。)	☐ パートナーシップの解消 ☐ 死亡 ☐ 東神楽町から転出 ☐ その他 ()	
交付書類のうち 返還できない書類 (□に✓を付けてください。)	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領カード 返還ができない者の氏名 ()	

※ 宣誓者の一方又は双方に限り届出をすることができます。届出される方の本人確認書類を提示してください。

※ 返還の理由が「パートナーシップの解消」の場合で、どちらか一方の方が届出したときは、届出者でない宣誓者に対して、届出があったことを通知します。

東神楽町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等を締結している自治体へ転出し、その際に「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」を提出している方は、こちらにもご記入ください。

上記内容について本返還届の写し等を転出先の自治体へ提供することに同意します。

氏名 氏名

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

年 月 日

（宛先）東神楽町長

東神楽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 1 2 条の規定により、受領証等の継続使用を申請します。

また、本申請書の写しを転出先の自治体へ提供することに同意します。

宣誓者

フリガナ 氏 名 (自署)		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
現住所 (転出元)		
新住所 (転出先)		
* 電話番号 E-mail		
代筆者 住所・氏名		

* 申請手続の御連絡用にのみ使用させていただきます。

- ※ お二人の本人確認ができる書類の写しを添付してください。
- ※ 東神楽町でのパートナーシップ宣誓書の保存期間は、第 1 0 条第 1 項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると町長が認める日のいずれか早い日から起算して 1 0 年を経過する日までです。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

別記第 2 号様式（第 7 条関係）

別記第 3 号様式（第 7 条関係）

別記第 4 号様式（第 8 条関係）

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

別記第 6 号様式（第 1 0 条関係）

別記第 7 号様式（第 1 2 条関係）